このチラシは、空家等対策及び木造住宅の耐震化の周知・啓発を
目的として、固定資産税納税通知書送付の全ての方に同封しています。

新発田市内に空家等をお持ちの皆様へ

適切な管理が行われていない空家等は、防災、衛生、景観など地域の生活環境に影響を及ぼすなど、全国的な社会問題となっています。

空家等は個人の財産であり、所有者や管理者は空家等を適切に管理する責任があります。

空家等が原因で他人に被害を与えた場合には損害賠償責任を問われることもあります。定期的に建物の状況を確認し、適切に管理された状態を保ちましょう。自分で管理できない場合には業者へ依頼するなど適切な管理にご協力をお願いします。

忘れていませんか?!　未来につなぐ相続登記

令和３年４月21日に「民法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第24号）が成立し、**令和６年４月１日以降は、**不動産を取得した相続人に対し、**その所有権の取得を知った日から３年以内での相続登記の申請が義務化**されることとなりました。

これまでは、相続が発生しても相続登記の申請は任意とされていたため、費用や手間がかかるからと相続登記を行っていない方も多いようですが、**相続登記をしないで放っておいた場合、相続人が増え、多くの書類が必要になるなど、思わぬ不利益を受けることもあります。土地・建物の不動産を相続した場合には、なるべく早めに相続登記を行いましょう。**

≪相続登記をしない場合のデメリット≫

1 相続が２回以上発生してしまうと
- 誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- 相続登記の手続き費用や手数料が高額になる

2 相続の手続きに時間がかかる
- 相続した不動産をすぐに売却することができない
- ローンを組む時にすぐに担保に入れられない
- 適正な管理が困難になる

（注）相続登記は、司法書士に依頼することができます。お近くの司法書士会や法テラスにご相談ください。

ご活用ください『空き家解体ローン』

空家等の適切な管理を促進し、安心安全で快適な生活環境を保全していくため、地域金融機関の皆様からご協力をいただき、空家等の解体に利用できるローン商品をご用意しています。

また、増改築やバリアフリー対応などリフォーム資金の相談にも応じます。ただし、相談内容等は、各金融機関で異なります。詳しくは、各金融機関の相談窓口へ直接お問合せください。

（順不同）

第四北越銀行新発田支店（℡ 0254-22-3172）、きらやか銀行新発田支店（℡ 0254-22-3734）
大光銀行新発田支店（℡ 0254-22-3741）、新潟縣信用組合新発田支店（℡ 0254-22-4515）
新発田信用金庫（℡ 0254-24-5101）、北越後農業協同組合本店（℡ 0254-26-2600）
新潟県労働金庫新発田支店（℡ 0254-22-3007）

空家等に関する問合せ先

新発田市中央町 5-2-13　新発田市建築課空家・住宅対策係　Tel：0254-26-3557
ホームページ：http://www.city.shibata.lg.jp/　新発田市　空家等　検索

空家等に関する相談窓口のご案内

空家等に関する様々な課題について、関連団体と連携協定を締結し、無料の相談窓口を開設しています。ぜひ、ご利用ください。

空家等の売買や賃貸、今後の利活用に関すること

公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会新発田支部
TEL **0254-22-1220**
平日 9:00～16:00

法律や相続・権利関係、成年後見人等に関すること

新潟県司法書士会(司法書士総合相談センター)
TEL **025-240-7867**
平日 10:00～12:00、13:00～16:00

空家等の見回り、除草、樹木の剪定・枝おろし、雪囲いに関すること

公益社団法人 新発田地域シルバー人材センター
TEL **0254-22-1010**
平日 9:00～17:00

空家等の解体、修繕等に関すること

新発田市建設業協会
TEL **0254-24-1531**
平日 9:00～17:00

不動産表示登記、境界に関する調査・測量等に関すること

新潟県土地家屋調査士会
TEL **025-378-5005**
平日 9:00～17:00

その他の相談窓口等

新発田市役所　弁護士無料法律相談
TEL **0254-28-9630**
毎月第3水曜日 14:00～17:00　事前予約制

新発田市共催　行政書士無料相談
TEL **0254-28-9540**
毎月第3木曜日 13:00～16:00

法テラス新潟（日本司法支援センター）
TEL **050-3383-5420**
平日 9:00～17:00　事前予約制

新潟県弁護士会
TEL **025-222-5533**
平日 9:00～17:00　事前予約制。原則有料

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅は耐震化を考えましょう!!

昭和 56 年 5 月以前の戸建木造住宅にお住まいの方は、各種補助制度が活用できます。詳細は、お問合せいただくか市ホームページをご覧ください。

耐震診断 無料 ▶ **耐震設計 最大10万円補助** ▶ **耐震改修 最大65万円補助**

地震対策の具体例

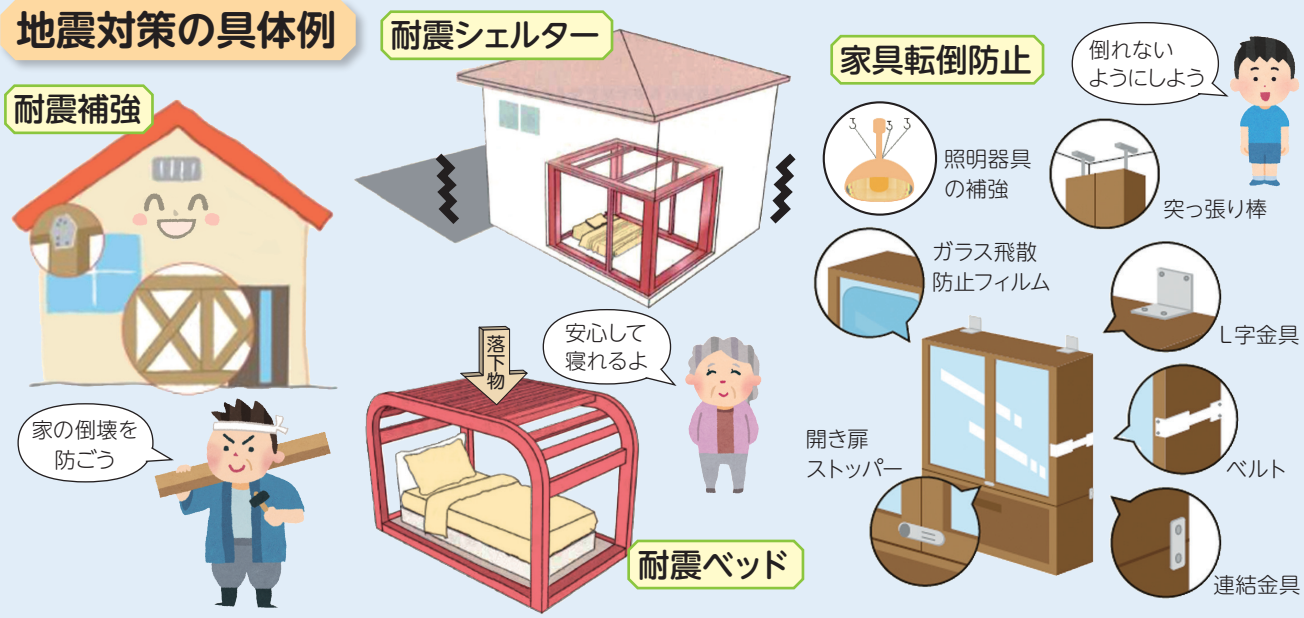

木造住宅の耐震化に関する問合せ先：新発田市建築課 建築審査係 TEL：0254-26-3557

2022.2